

米国保険法定会計の動向

- 会計基準統一化の動きを中心として -

保険研究部門 小松原 章

1. はじめに

米国では80年代から90年代初頭にかけて保険会社の経営破綻が続発したのを契機に、保険会社の財務・損益状況およびそれを適切に表示する会計基準に対する関心が高まってきた。とりわけ、保険会社の場合、将来にわたって保険金を確実に支払うことが最も基本的な使命であることから、「健全性を適切に判断するための会計基準」が特に注目されることとなった。

保険会社の健全性を判断するための会計実務として、米国では早くから法定会計（保険監督のための会計）が発展してきたが、銀行・証券が基本的に連邦規制であるのに対し、保険監督は伝統的に州レベルで行われてきたため、各州の会計基準は必ずしも同じではなかった。しかしながら、破綻の続出した90年代初頭以降、これを連邦レベルで統合し、統一的な法定会計基準を整備しようとする保険監督官サイドの動きが急速に盛り上がり、約10年間鋭意検討を重ねてきた結果、このほど統一会計基準である「法定会計原則の法典化」(codification of statutory accounting principles, 以下「法典化」という)が完成し、2001年1月から適用される運びとなった。

各州がこの統一基準を採択すれば会計面では

文字どおり全米統一化が達成されることとなり、保険監督の効率化等に資するところが少なくないと考えられる。なお、米国の保険会社は法定会計の他に一般の会計基準であるGAAP (Generally Accepted Accounting Principles) の適用も受けることから、引き続きダブル・スタンダードによる規制を受けることとなる。

一方、わが国の保険会計は法定会計とGAAPが渾然一体となっており、①米国の2本建ての会計規制、②またカナダ・豪州のような事実上GAAP 1本(GAAP + 支払能力関連の付加情報)の制度とも異なるなど、特有の状況にある。しかしながら、わが国の保険会計を巡る環境変化も激しく、現在時価会計導入の可否等保険会計のあり方が問われ、活発な議論が展開されているところである。保険会計のありかたはその国の社会・経済状況の影響を大きく受けることは確かであるが、ソルベンシー（支払能力）確保という共通の目的もあり、そのための各国の努力も一面参考になりうるものと考えられることから、以下では上記米国の動向を生保分野を中心に紹介することとする。

2. 法典化の経緯

米国では州ごとの監督会計上の相違を除去ないし軽減するために、保険規制の調整機関である全米保険監督官協会（National Association of Insurance Commissioners,以下NAICとする）が会計フォームの統一化や会計実務マニュアル等の作成を通じて統一化に対する努力を行ってきた。しかしながら、最終的な採用権限はあくまでも州側にあるため、州間のバラツキがなお存在するとし、監査上の観点からもこれらを是正・統一化すべしとする旨の意見が会計士サイドから出されていた。

NAICでも80年代に続発した保険会社の経営危機を契機にソルベンシー（支払能力確保）規制の整備・拡充を迫られ、ソルベンシー規制の重点協議事項（Solvency Agendaといい、89年に採択、91年に改訂）の一つとして統一会計基準作成（法典化）が盛り込まれることとなった。

法典化作業は94年から本格化するが、この間において相互会社への一般会計原則（GAAP）適用（96年から）が決まり、相互会社が会計士の適正意見を取得するためにはGAAPに準拠した会計処理が求められることとなったため、NAICは、統一会計基準を早期に完成し、「GAAP以外の包括的会計基準」（Other Comprehensive Basis of Accounting, 以下OCBOAという）として会計士に認知させる必要に迫られた。

法典化作業は事実上98年に完了するに至ったが、州の規制権限の問題もあり法典化による会計基準の採用は依然として州の権限に属すこととなり、法典化が既存の州法に優先適用されることにはならなかった。会計士側は法典化による統一会計基準を全保険会社に適用することを前提にこれをOCBOAとする意向を持っていたが、そうした事情からこれが法定会計用の唯一の会計基準とならなかったために、OCBOAと

認識されるには至らなかった。

しかしながら、この法典化によって法定会計が73本の会計基準（Statement of Statutory Accounting Principles-SSAP, No.1-No.73）に整理・統合されたことは、保険会社のディスクロージャーの精緻化、比較可能性の充実に貢献するものであり、保険監督のみならず外部のアナリスト等にとっても有益である（米国では、わが国と異なり、保険監督官宛の会計報告書「Annual Statement」も閲覧可能である）

3．法典化の内容

(1) 法定会計のコンセプトおよび

GAAPとの関係の明確化

法典化により法定会計の基本コンセプトおよび（その中で）GAAP等との関連を含めた会計基準の適用順位（Statutory Hierarchy）が明確となった。

このうち、基本コンセプトについては、①保守性基準（conservatism）、②継続性基準（consistency）、③認識基準（recognition）の3点が明らかにされた。これらにより、例えば、①契約者保護の観点から逆偏差（利率等基礎率悪化による財務状況の劣化）に配慮した慎重な判断をすべき点（保守性基準）、②法定会計基準の開発・適用に際して継続性・一貫性を確保すべき点（継続性基準）、③契約者債務を充足できないような資産はバランスシートに計上すべきでない点（認識基準）などが明らかにされた。

さらに、従来会計基準の適用に際して必ずしも明確でなかった法定会計とGAAPとの関連性も明確にされた。すなわち、基本コンセプトにおいて実際に法定会計を適用するに際しての会計基準等の適用順位がGAAPとの関連において明らかにされた（図表 - 1）

これによると、具体的な会計基準等の適用順

図表 - 1 会計基準適用順位
(Statutory Hierarchy)

レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・SSAP ・ただし、NAICが採用する限度において財務会計基準書 (FASB Statement), 会計原則審議会意見書 (APB Opinion) 等の主要GAAP基準を含む
レベル2	NAICの会計問題ワーキング・グループの統一見解 (consensus positions) - ただし、NAICによる採択が前提
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・NAICの年次計算書説明書 (Annual Statement Instructions) - 財務諸表の具体的記載方法の説明書 ・NAICの有価証券評価局マニュアル (Purposes and Procedures of the Securities Office manual) - 有価証券の評価方法等の説明書
レベル4	法定会計概念基準書 (Statutory Accounting Principles Statement of Concepts)
レベル5	レベル1以外のGAAP参考書類 (reference material)

位が優先順位の高いレベル1からレベル5までに整理されている。法定会計基準 (SSAP) が最優先であることは明らかであるが、NAICによる採用を条件に財務会計基準書等GAAPの主要基準書等がレベル1に位置づけられGAAPとの連携が明確にされている点が特徴的である。

(2) GAAPへの接近

法典化のもとでGAAPとの関連が明確にされるなかで法定会計において従来採用されていなかったGAAPの手法を採用する動きが以下のとおり見られる (図表 - 2 の①~③)。

① 税効果会計

従前の法定会計では税務上の当年度税金を当期に認識しており、法定会計上の利益と課税所得上の差から生じる税効果については認識していなかった。生保会社の場合、84年以降の税制改正により法定会計上の利益と課税所得との乖

図表 - 2 法定会計基準 (SSAP) とGAAPとの比較

項目	法定会計基準	GAAP
税効果会計	<ul style="list-style-type: none"> ・適用 (ただし、GAAPに所要の調整) ・繰延税金資産の計上につき制限あり (法定会計自己資本の10%以下等) (従前の法定会計では税効果を認識せず) 	<ul style="list-style-type: none"> ・FAS109により適用
年金会計 (退職給付会計)	<ul style="list-style-type: none"> ・適用 (ただし、前払い年金費用は資産計上不可) (従前の法定会計では明確な基準設定せず) 	<ul style="list-style-type: none"> ・FAS87により適用
保険料の収入認識 (計上)	<ul style="list-style-type: none"> ・終身保険等の伝統的保険、ユニバーサル保険、年金契約 - 保険料をそのまま収入計上 ・死亡率を含まない契約 (GIC, 確定年金、積立配当金等) - 保険料を所定の責任準備金等負債に直接計上 (従前の法定会計では生命保険およびGIC等の預託型契約ともに収入計上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・終身保険等伝統的商品 - 保険料を収入計上 ・投資契約 (年金契約等) - 保険料相当額は負債に直接計上 ・ユニバーサル保険 - 保険料は負債に計上、管理経費、死亡保険料を収入に計上
連結・単体	<ul style="list-style-type: none"> ・単体 	<ul style="list-style-type: none"> ・連結
認容資産・非認容資産	<ul style="list-style-type: none"> ・認容資産・非認容資産概念あり - 非認容資産はB/S計上不可 (従前どおりだが、定義等を明確化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の概念なし (B/S計上可能)
責任準備金評価と新契約費	<ul style="list-style-type: none"> ・保険法により保守的評価強制、新契約費は単年度一括費用処理 * 利率 - 市場利率に所定の保守性を設定 * 死亡率 - 80年保険監督官死亡表 * 評価方式 - 保険監督官式評価法 (初年度定期式ないしその修正版) (従前どおりの扱い) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新契約時点の合理的な基礎率をアクチュアリーが設定 ・維持費等も考慮した将来法による平準純保険料式評価とするが、新契約費は資産計上し、保険期間等にわたり定期的に費用処理
諸準備金	<ul style="list-style-type: none"> ・資産評価準備金 (価格下落等への対応)、金利変動準備金 (確定利付資産のキャピタル・ゲインを残存期間にわたり認識するための準備金) の強制積立 (負債勘定) (従前どおりの扱い) 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の準備金概念なし ・左記相当額は利益留保として自己資本に吸収

離が大きくなるのに伴い、法定会計上の利益と当期の税負担とが対応しなくなっていた (この理由は、税務上の責任準備金評価利率と法定会

計上の利率との乖離、税務上の新契約費の繰延べ計上等により課税所得が大きくなりがちとなったこと)

そこで、法定会計においてもGAAPの税効果会計(FAS109)を原則的に採用し、繰延税金資産および繰延税金負債を認識することとされた。

ただし、法定会計の保守性等から繰延税金資産の計上限度が概ね自己資本の10%に制限されるなど厳格な取り扱いがなされている。

② 年金(退職給付会計)会計

従来の法定会計では年金(退職給付)会計に関する明確な基準が提示されていなかった。

ただし、この分野については別途NAICが87年にポジション・ペーパーを発行し考え方を示していた。これによると、保険会社が年金費用を認識するにあたっては、1)賦課方式(pay-as-you-go)、2)GAAP方式(FAS87 - 年金費用を従業員の勤務サービス期間にわたって定期的に認識する方式)のいずれを選択してもよいこととなっている。しかしながら、いずれにせよ法定会計としての統一性に欠けていた。

そこで、今回の法典化ではGAAP方式(FAS87)を原則採用することとされ取扱いが明確化された。ただし、年金プランにおいて前払い年金費用がある場合にはこれを認容資産とはせず、非認容資産とされた。これは、前払い年金費用が契約者債務を充足するために容易に換金することができない資産であるとされたことによるものである。

③ 収入認識

従前の法定会計では生命保険および死亡率を含まない預託型契約(GIC-利率保証契約等)とともに受け入れた金額を保険料として収入計上していた。

これに対してGAAPでは保険種類によって取扱いが異なり、1)終身保険等の伝統的生命保

険については保険料をそのまま収入計上するものの、2)投資契約(年金等)やユニバーサル型契約については一般金融機関との一貫性を確保する観点から保険料を収入計上せず、次のとおり取扱っている。

- ・投資契約(investment contracts) - 死亡リスク、罹病リスクを殆ど含まないもの
 - *受け入れた保険料は収入計上せず、負債として計上する
- ・ユニバーサル型契約 - 保険料の払い込みが契約者の自在で、積立金部分、死亡部分、経費部分が分割管理されるもの
 - *保険料は収入計上されず、負債に計上する
 - *契約者(の保険料積立金)から徴収する管理経費、解約控除、死亡保険料が収入計上される

このようなGAAPの動向にも配慮し、法定会計でも預託型契約については死亡率や罹病率を殆ど含まないことや、保険料の払い込みに契約者の裁量性があることなどを理由に、従来の生命保険契約とは収入認識等で異なった取扱いが必要であることを認めるに至った。

その結果、以下のような死亡率を含まない契約は保険契約として取扱わず、したがって保険料を収入計上しないで所定の責任準備金勘定に計上することとされた。

- ・利率保証契約(GIC)
- ・補足契約 - 保険金据置きにより受け入れた保険金
- ・積立配当
- ・確定年金等

なおここで注目すべきは、法定会計では預託型契約にGAAPと同様の会計処理を導入したものの、対象契約は限定的であり、これらの契約にユニバーサル保険、一般の年金契約は対象から除かれている点である。

これらは法定会計では引き続き生命保険契約の一部として位置づけられており、保険料の処理も従前どおり保険料を全額収入認識することとされている。この点ではGAAPに接近した面がある一方、法定会計の独自性も見られる。

(3) 法定会計としての独自性の堅持・明確化

以上のとおり、GAAPへの接近が見られる一方で、保険監督の要となる項目については以下のとおり法定会計のスタンスが堅持され、法典化により内容の明確化が図られることとなった(図表 - 2の④~⑦)。

④ 非連結主義

法定会計の財務諸表は従来より単体ベースで作成されており、法典化においても単体路線が堅持された。GAAPでは連結ベースでの財務諸表が定着しているのと対照的である。

NAICによると法定会計において連結を採用しない理由として法定会計の基本コンセプトのひとつである認識基準をあげている。すなわち、認識基準によると、法定会計の目的は契約者債務の履行能力の表示にあり、これが現在および将来の債務弁済期において容易に換金できる資産によって裏付けられねばならないとしている。

このような観点から法定会計では子会社については連結せず、換金可能な価値として子会社を市場価額、純資産価額(株主持分)等で捉え、その価額を資産計上することとしている(この点、取得価額で計上するわが国の取扱いとは異なっている)。

⑤ 認容資産・非認容資産概念

法定会計では従来より保険会社の資産をバランスシートに計上できる「認容資産」、非計上の「非認容資産」に分け、資産の過大な計上を抑止してきた。このような資産分類は法定会計の大きな特徴のひとつである。非認容資産に該当す

ると資産計上できない額だけ自己資本が減少することとなり、契約者保護の観点からはより固めのバランスシートが作成されることとなる。

一方、GAAPでは非認容資産の概念はなく、これらについても資産の計上がなされる点、法定会計とは際立った対比を見せている。

今回の法典化においても認容資産・非認容資産概念が堅持されたわけであるが、その定義等が明確化され、より包括的な基準が作成された点において進歩がみられる(従来は非認容資産の例示等がみられるのみで、包括性等に欠けていた)。

例えば、非認容資産について見ると、今回の法典化によって、まず、資産の一般的定義がなされた後、これらの性質を満たすものの、以下のいずれかの項目に該当し、法定会計上ゼロ評価(ないしそれに近い額)されるものとして内容が明らかにされた。

- ・ 法定会計基準において明示的に非認容資産として列挙されたもの
- ・ 法定会計基準において明示的に認容資産として列挙されないもの

これによって非認容資産の定義等が明確になり透明度がより高くなった。

⑥ 責任準備金評価と新契約費の取扱い

責任準備金規制はソルベンシー規制の中核を構成するものであり、法定会計上の位置づけも最も高い項目である。

従来より、法定会計上の責任準備金は各州の保険法により厳格・詳細に規定されている。例えば、1)基礎率については、利率(保険種類別に市場利率に一定の安全度を設定したもの)、死亡率(保険監督官指定の死亡表 - 80年保険監督官死亡表)、2)評価方式については保険監督官式責任準備金評価法(初年度定期式ないしその修正方式)が明定され、保守的なレベルの責

任準備金積立が要請されている。今回の法典化においても従来どおりの方式が堅持され、GAAPへの接近は見られない。

また、従来より、法定会計では新契約費を支出した年度に一括費用処理している。これに対して、GAAPでは新契約費は資産に計上され、保険期間等にわたって規則的に費用処理されることとなっており、法定会計とは異なった取り扱いとなっている。

今回の法典化においても、従来どおり新契約費は単年度で費用処理されることとなり、従来の方針が堅持されている。

⑦AVR（資産評価準備金）、IMR（金利変動準備金）の維持

資産評価準備金は投資資産のデフォルトや価格下落に対処するため負債として法定上限まで積み立てが強制される法定会計上の準備金である。一方、金利変動準備金は確定利付資産の売却益を一時に認識せず残存期間にわたって収益認識するための準備金で法定会計上負債に計上される。

従来より、法定会計上設定される特有の準備金（負債）として定着しており、投資損失による自己資本の急激な変動の緩和、キャピタルゲインの規則的認識による収益の平準化をもたらし、健全性の維持に貢献してきた。今回の法典化においてもこれらの準備金が維持されている。

なお、GAAPではこれら準備金相当額は利益留保として扱われ、自己資本を構成することとなる。

(4) 各州の対応

前述のとおり法典化による会計基準の各州への適用如何は州の権限に属し、強制適用されるものではない。しかしながら、州ごとに濃淡は見られるものの、一部修正権限を留保しながら

基本的には全州とも法典化による会計基準を予定通り採択する意向である。

代表的なニューヨーク州についても基本的には法典化による会計基準を採用する意向を示しているが、一方において、法典化による制度変更のメリットがどのようなものか分析、議論する必要がある、法典化の実施に際して同州の法令は大きな障害とはならないが、それでもなお州は法典化を実施しない決断をする可能性があるとして、若干の含みをもたせている。これを受け、同州は法典化問題を取扱う内部委員会を設置し、利害関係者からのコメントを求めるとして、若干の含みをもたせている。これを受け、同州は法典化問題を取扱う内部委員会を設置し、利害関係者からのコメントを求めるとして、若干の含みをもたせている。これを受け、同州は法典化問題を取扱う内部委員会を設置し、利害関係者からのコメントを求めるとして、若干の含みをもたせている。

4. おわりに

米国保険法定会計の統一化は長年の歳月をかけて、GAAPとの調整に配慮する一方で、法定会計としての基本はなお堅持する、という形でようやく完成にこぎつけ、2001年1月に適用されることとなった。各州の採択が条件ではあるが、会計基準の統一化によって財務諸表の比較可能性等が高まり、監督・検査の効率化や外部分析の正確性確保等に貢献することが期待される。

法典化による会計基準は今後ともに不断の見直し努力を行い、情勢の変化に対応する形で適宜改訂されていくこととなっている。

米国では法典化による会計基準採用によって法定会計が新たな段階を迎えることは事実である。州の変更権は留保されているものの、今後、事実上全米レベルで新会計基準が採用され定着を見せていくこととなれば、これらはやがて実質的なOCBOA相当の制度として認識されていくことになるものと考えられる。